

第220回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和6年6月7日（金）午後1時30分～午後2時40分
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、酒井美月委員、高瀬達夫委員、中條由規委員、
田川賀子委員、堀内優香委員、宮入賢一郎委員、柳沢 厚委員、柳町晴美委員、
山村 弘委員、丸茂岳人委員
藤巻浩之委員代理（関東地方整備局長野国道事務所所長 小田川 豊）
信夫隆生委員代理（関東農政局農村振興部農村計画課課長 野中 泰史）
- ・欠席委員：西沢利一委員

1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長）

定刻になりましたので、ただ今から第220回長野県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

わたしは、本日の司会を担当いたします都市・まちづくり課の馬場浩司 と申します。よろしくお願
いいたします。着座にて失礼いたします。

はじめに委員の出席状況についてご報告いたします。現在、ご出席いただいております委員は14名で
ございます。委員総数15名の半数以上ですので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審
議会は成立いたしました。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆さまに事前に郵送いたしました資料は、5種類で
ございます。確認をお願いいたします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子
が1部、調査審議資料集が1部、その他資料集が1部の5種類を事前に郵送しております。なお、大変
申し訳ございませんが、事前に郵送させていただいた資料の次第及び調査審議資料集の資料2、その他
資料集に一部誤記がございます。皆さまの机上に訂正後の資料をお配りしておりますのでお手数ですが
差し替えをお願いいたします。

また、本日お配りしました資料として「当日配布資料」が1部ございます。資料の確認につきましては
は以上でございます。不足などがございましたら事務局までお申しつけください。

次に、代理出席の方についてご報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長 藤巻浩之様の代理
で国土交通省関東地方整備局長野国道事務所所長 小田川豊様でございます。次に、農林水産省関東農
政局長 信夫隆生様の代理で農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課課長 野中泰史様ござい
ます。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。会場内の委員の皆さまが発言を希望される際は事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通してご発言くださるようお願いいたします。

本日は、法定審議案件1件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが長野県附属機関条例第6条の規定により、会長が議長となるとされていますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

2 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

皆さんこんにちは。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

はじめに、議事録署名委員を指名いたします。名簿順で大上俊之委員、酒井美月委員、よろしいでしょうか。お願いします。

(2) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がございます。

(事務局：都市・まちづくり課 三宅担当係長)

事務報告をさせていただきます。わたしは、都市・まちづくり課 三宅隆徳と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日は、傍聴者がおりますので報告をさせていただきます。本日の傍聴者は1名でございます。受付にて住所、氏名を確認し、「傍聴上の留意事項」を説明して静粛な傍聴をお願いしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日お配りしております「当日配布資料」の5ページをご覧ください。令和6年2月5日に開催しました第219回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号につきましては記載のとおり令和6年3月7日に告示いたしましたことをご報告します。

以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

ただ今の事務報告に関して何かご疑問等ございますか。よろしいでしょうか。

(3) 議案審議

議第1号 千曲都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

それでは、審議案件に入ります。本日は先ほど説明ありました1件でございます。長野県からの付議議第1号千曲都市計画道路の変更について、説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係の井出博文と申します。わたしの後ろには千曲都市計画になりますので千曲市都市計画課の職員にも同席をいただいております。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議第1号千曲都市計画道路の変更について説明します。議案は議1-1から1-5ページ、説明資料は議1-6から1-13ページとなります。それでは、議1-2ページをご覧ください。

本日付議しております千曲都市計画道路の変更は3・4・13号一重山線の一部区間において道路の区域を変更するものでございます。

続きまして、ページが飛びますが議1-6ページをご覧ください。今回変更する3・4・13号一重山線の概要について説明します。

本道路は千曲市に位置し、千曲川左岸の主要地方道長野上田線との交点を起点とし、千曲市右岸の3・3・22号上田篠ノ井線である一般国道18号との交点に至る延長約6,340メートル、幅員20メートル、車線数2の幹線街路でございます。本道路は主に千曲市の東部地域を南北に縦断し一般国道18号と平行することによりバイパスとして機能する幹線街路として昭和40年に都市計画決定されました。その後、令和5年9月右図中央付近の赤丸の箇所で上信越自動車道（仮称）屋代スマートインターチェンジが国土交通大臣から一般道への連結許可及び事業化となりました。今回の変更としましては、（仮称）屋代スマートインターチェンジの設置を受けて既存の3・4・13号一重山線の道路線形の見直しを図る必要が生じたため約1,590メートルの間について都市計画の変更を行うものでございます。

続きまして、議1-7ページをご覧ください。千曲都市計画の総括図を拡大したものになりますが、今回変更する3・4・13号一重山線は図面中央下段から図面中央上段に向けて方角は南西から千曲川を渡

って北に延びる赤線で旗揚げしたものになります。

続きまして議1-8ページをご覧ください。本道路の終点、一般国道18号との交差付近の計画図になります。既決定の区域を朱色、今回の変更で新たに追加する区域を濃い赤色、今回の変更で削除する区域を黄色でお示ししております。まず、変更内容の1つとして図面中央に立体交差解消区間という旗揚げをしております。図面に黒点線でお示した旧長野電鉄屋代線の廃線敷について既決定では本道路と立体交差の計画となっておりましたが、今回の変更に合わせて不要になった立体交差を廃止し、平面計画とします。なお、左下横断図にありますように立体交差に伴う側道部も含めた幅員25メートルで決定されておりましたが、今回立体交差を廃止することで幅員20メートルに変更となります。また、図に写真番号がありますが、左上にあります写真①では終点部接続先の3・3・22号上田篠ノ井線の状況をお示ししており、4車線で適切な交通容量を確保した道路であることがわかります。写真②では、3・4・13号一重山線の終点部の道路状況をお示ししていますが、幅員20メートルで整備済みとなっております。写真③では、今回変更する廃線敷付近の道路状況をお示ししており、当該区間は未整備となっております。

続きまして、議1-9ページをご覧ください。今回変更する区間の起点側付近の図になります。図面の紫色が上信越自動車道、その上方にあります赤点線の位置で（仮称）屋代スマートインターチェンジの設置が決まったため、スマートインターチェンジの接続構造を踏まえ本道路の線形を西側へシフトさせるものとなります。図面左上の写真4にスマートインターチェンジ付近の道路状況をお示ししていますが、現在千曲市道となっており、現道を最大限活用した計画としております。また、写真⑤では変更区間の起点側で交差する一般県道白石千曲線の道路状況を示していますが、2車線で整備が完了しており、適切な交通容量を確保しております。

ここで参考説明となりますが、図の中央上方に斜めに延びる3・4・16号屋代東線が黄色で削除区間として示されております。千曲市決定となりますが、今回の3・4・13号一重山線の変更に伴い、すでに同等の機能として平行する一般県道白石千曲線が整備されているため、廃止する方針と千曲市より聞いております。

以上、今回の変更区間の計画図の説明及び、変更内容の説明となります。

続きまして、議1-10ページをご覧ください。議1-10と次のページの議1-11には残りの起点側の計画図を示しております。今回の変更内容に関係のない区間のため説明は省略させていただきます。

続きまして、議1-12ページをご覧ください。本道路の位置づけ及び、必要性について説明します。資料上段では本道路の上位計画等における位置づけを記載しておりますが、千曲市総合計画をはじめ千曲都市計画マスタープランにおいて位置づけられた道路となっております。また、資料中段、下段には本道路の必要性を整理しております。大きく6つの観点から本道路の整備による効果を示しておりますが、（仮称）屋代スマートインターチェンジのアクセス道路となることから産業、観光の活性化など円滑な

都市活動を支え都市生活者の利便性向上が期待されるとともに、市街地の交通渋滞の緩和や救急医療、災害時の代替機能など良好な都市環境の確保に資する道路であると考えます。

続きまして、議1-13ページをご覧ください。本道路の位置、区域及び、規模の妥当性について説明します。資料上段では、本道路の位置、区域の考え方を整理しております。まず、3・4・13号一重山線は（仮称）屋代スマートインターチェンジへのアクセス道路として位置づけられることからスマートインターチェンジの接続構造を踏まえ道路の位置を決定しています。右下の写真をご覧ください。赤波線がスマートインターチェンジとそれに接続する一般道、黒波線が3・4・13号一重山線になります。スマートインターチェンジはネクスコ設計要領に基づき曲線半径や縦断勾配、減速車線、加速斜線長などが決められ、上下線のオン、オフランプの規模等を決定しています。赤波線の中に円形のものがありますが、こちらがETC料金ゲート兼、誤進入用の転回路になります。そこから左の赤線区間が一重山線との交差点に必要な滞留区間になりまして、長野県公安委員会との協議により必要となる距離を設計しております。また、3・4・13号一重山線を黒波線の位置としたもう一つの理由に既存の千曲市道一重山2号線に重ねて直線的な道路線形とすることで沿道の農地の形状に配慮したことがあげられます。現在、沿道が主に田に利用され農作業の車両の往来等も想定されますが、車道幅員を3.25メートル、路肩を2.25メートルと余裕を持った幅員とすることで円滑な交通の確保を企図しております。以上を踏まえて、（仮称）屋代スマートインターチェンジへのアクセス道路として市の東部地域の交通の利便性を向上させ、当該地域の土地利用の増進に寄与することにより、都市の健全な発展と秩序である整備を図るため、今回3・4・13号一重山線の都市計画を変更することは妥当であると判断しております。

続きまして、議1-3ページをご覧ください。上の表が変更前、下の表が変更後の計画書になりまして、赤文字が変更箇所になります。本路線としての起終点に変更はありませんが、線形の変更に伴い延長が6,340メートルから6,310メートルに減となり、長野電鉄屋代線との立体交差の廃止に伴い、当該区間の幅員が25メートルから20メートルに変更となります。

続きまして、議1-4をご覧ください。こちらは、都市計画の変更理由書になりますが、先ほどの説明と重複しますので、説明を省かせていただきます。

最後に、議1-5ページをご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。本案件につきましては、令和5年6月から9月にかけて計3回地元説明会が行われ令和5年12月に千曲市から変更案の申し出が県にありました。その後、都市計画法第16条の規定による公聴会を令和6年2月4日に予定しておりましたが、公述の申し出がなかったため中止となりました。また、令和6年4月12日から4月25日まで都市計画法第17条の規定による都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。千曲市へ意見聴取を行い、令和6年5月13日付で案のとおり依存ない旨の回答をいただいております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

それではただ今の説明に関しましてご意見ご質問をいただきたいと思います。どなたからでもご発言どうぞ。中條委員。

(中條委員)

議1の9のところですが、今回変更・検討に伴って、黄色い線を廃止して赤色の線で線形変更とのことですが、ちょうど黄色い線で斜めに入ってくる線があるかと思います。こちらも廃止するのかどうかということが1つ。廃止する場合、その機能を廃止しても問題ないのかということが2点目。廃止しない場合、黄色い斜めの部分と、赤色の今回変更の部分の交差点部が斜めでぶつかってくるかと思いますが、そちらが問題ないのかということをお教えいただければと思います。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

先ほどもご説明させていただきましたが、こちら3・4・16号屋代東線といいまして、こちらが千曲市決定となります。今回の一重山線の変更に伴いすでに同等の機能として平行する一般県道白石千曲線というのが南に平行して走っております、こちらと同等の機能を有するものがあるということで、千曲市さんからは廃止をするということで聞いております。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。よろしく申し上げます。

今回、屋代スマートインターチェンジのアクセスとの関連ということなんですが、概ねスマートインターチェンジの開業時期が気になるんですけども、それに伴ってアクセス道路、今回審議している変更区間のほうも着手、完成になるかと思うんですけども、周辺の土地利用とか今後変更があるのかどうかということが2点目です。よろしく申し上げます。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

まず、屋代スマートインターチェンジになりますが、令和5年9月8日に事業化となっております、現在事業としてはスタートしております。わたしが聞いている限りでは、今年度から地形測量を行っていきたいということなので、まだ事業が取り掛かったばかりというようなかたちになっております。そ

れと、供用時期は公表しておりませんので、わたしもいつになるかは聞いておりません

こちらの土地利用に関するお話ですが、千曲市の都市計画マスタープランの記載を見ますと、まずこちらの高速道路が紫色に走っているかと思いますが、そちらを東側とした場合にこちらの農地については保全していこうというまず決まりになっております。逆の西側につきましては、産業の発展を企図して商業系のものであったり、工業系のものを用途として入れて、いずれは開発していこうということをお聞きしております。

(宮入委員)

そうすると、1点目の供用に関しましては理解しました。2点目の今回赤い線で位置を変更する道路の周辺のほうは、用途の変更が今後在り得るというふうに理解してよろしいのでしょうか。その場合に今度、現在詳細な設計ではないかとは思いますが、今回検討しているこの場所に交差点が発生するとかささまざまな関連するような変更とか具体化みたいなものが連動してくるのかどうか、そこだけ伺いたいです。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

一重山線につきましては、すでに設計が終わっておりまして、一部事業も着工しているような状況になっております。今回都市計画変更する箇所については実際に着工はしていないんですが、設計が決まっておりますので、もし企業などが立地するようなかたちになった場合は、縁石等の切り下げの出入りなどで処理をするのではないかなとわたしは思っております。

(宮入委員)

わかりました。ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。高瀬委員。

(高瀬委員)

この図なんですけれども、既存の斜めの道路と変更することによってできた赤と交差するところが、直行しなきゃいけないから急に曲がってちょっとだけ直行させてすぐ曲がってというかたちにならざるを得ないんでしょうけれども、そのあたり実際つくるときに勢いでいろいろ選択を多くいれてくるんでしょうけれども、大丈夫ですか。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

こちらが長野県立歴史館の前の交差点になりまして、すでに長野県立歴史館側の⑤矢印の書いてあるところから下の部分が完成しております。それと、左上から右下に行っている県道白石千曲線もすでに供用済みでありまして、今回新しく整備します一重山線を接続して完全な十字交差となるわけですが、白石交差点に対しての交差角をできるだけ90度に近づけるようなかたちで設計のほうをしております。

(高瀬委員)

そうしなきゃいけないから逆に前後のところは曲がって、直線、曲がってみたいなかたちですよ。そのあたりはきちんとやっていただければと思います。よろしくお願いします。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。

それでは、私から1、2点質問で、今回変更の原因は新しいスマートインターチェンジができるということで、スマートインターチェンジの接続の設計上これだけ下げなくてはいけないとそういうことなのですが、この今画面が出ていた赤い部分は、これは都市計画決定は将来的にはしないのでしょうか。しなくても大丈夫。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市計画決定せずに事業を進めるとお聞きしております。

(柳沢議長)

どうしてしないんですか。要するに素直に考えると原因であるところも一緒に都市計画決定すれば、すべてのことは都市計画決定図の中でわかるようになるわけですよ。そういう計画上の整合の話のほか、都市計画決定というのは用地買収の時の税の特例が現実的には非常に意味があるんですが、それも必要がないのかどうなんでしょうか。もし市のほうがよければ市のほうで結構ですよ。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

まず、都市計画変更しない理由ですが、まず1番は本線となる上信越自動車道がそもそも都市計画決定をしていませんので、そのスマートインターチェンジの部分だけ都市計画決定をするということがそぐわないというようなかたちで考えております。そして一重山線につきましては、既存の都市計画決定がされておまして、ちょうど今赤い丸の部分に既決定のラインがあるんですが、それを左側の黒点線に今回変更するというようなかたちになります。

(柳沢議長)

都市計画決定道路が現道にぶち当たって途切れているということはよくありますよね。だからそんなことはまったく問題ないと思うけれど、要は計画上の整合と実際上の利益と両方放棄しているんだけど大丈夫ですかと聞いているんです。

(千曲市)

千曲市都市計画課の越といいます。ご指摘ありがとうございます。今の都市計画決定しないという理由は井出補佐もおっしゃられたんですが、もともと千曲市のほうで高速道路自体を都市計画決定していなかったということで、今回新たな料金所なり、ランプができるんですが、そちらのほうは都市計画決定せずに土地収用のほうも通常の公共事業に伴う控除の中で、買収を予定しておりましたので、その辺りの都市計画の優遇ということは考えず公共事業の一環として整備をするということで、一重山線の線形変更に限って、今回県のほうに都市計画変更をお願いしているところでございます。以上です。

(柳沢議長)

一応地元のほうは、これで収まっているようですのでこれ以上は言いませんけれども。ほかにご発言ありませんか。それじゃあ、採決をいたしたいと思います。採決は例によりまして皆さんから反対意見がありませんでしたのと、地元から反対意見等が出ていないということで簡易採決になりますので、よろしくをお願いします。

この議第1号 千曲都市計画道路の変更について原案どおり決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

では異議なしということになりました。

それでは審議事項は以上です。

(4) 調査審議

議第1号 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続について

(柳沢議長)

その他ございますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課企画幹兼都市計画係長の今吉と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

調査審議 1 佐久都市計画道路 1・4・1 号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続きにつきましてご説明させていただきます。

先ほど案内にありましたが、はじめに委員の皆さまに資料の差し替えをお願いいたします。事前に送付させていただいております調査審議の資料 2 につきまして、一部修正をさせていただきました。お手数ではありますが、本日机の上に置かせていただきました資料右上に米印で修正版と記載されたものに一式差し替えをお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。

調査審議 1 の資料 1 をご覧ください。お手元の資料とスクリーン及びタブレットに示します資料は、同様のものなので見やすいほうをご覧ください。2 ページをお願いいたします。昨年度都市計画審議会におきまして、状況報告をさせていただいております案件となりますが、改めまして事業概要やこれまでの経過につきまして、報告させていただきますとともに、本年 2 月に行いました都市計画公聴会の開催結果及び公述意見に対する都市計画決定権者の見解についてご説明させていただき、ご意見等いただきたいと考えております。

3 ページをお願いいたします。佐久都市計画道路 1・4・1 号南牧佐久線いわゆる中部横断自動車道の経緯と概要になります。中部横断自動車道は、起点の静岡県静岡市から終点長野県小諸市までを結ぶ、4 車線の高速自動車国道でそのうち県内区間については、上信越自動車道佐久小諸 J C T から八千穂高原 I C までの間が暫定 2 車線で供用しております。今回の対象区域は左の図に赤い丸で示した山梨県北杜市から長野県佐久穂町までの約 40 キロメートルの未整備区間で、このうち県内区間としましては、右の図に示します南牧村の山梨県境から佐久穂町の八千穂高原 I C までの約 28 キロメートルまでの間となります。未整備区間につきましては、平成 22 年から事業予定者である国土交通省関東地方整備局が、地域の意見を聞きながら、計画段階において事業評価を行う計画段階評価の手続きを実施しています。計画段階評価の結果、平成 27 年 4 月に一部 1 キロメートルルート帯を含む 3 キロメートルルート帯が決定されました。その後、長野県区間については国土交通省長野国道事務所、長野県及び関係 6 町村で構成される中部横断自動車道長坂から八千穂、長野県区間に係る計画調整会議が設置され、平成 30 年 7 月の第 2 回会議において、1 キロメートルルート帯及びインターチェンジの概略位置が決定されました。1 キロメートルルート帯の決定を受け、長野県としましては、佐久地域の産業、観光等の地域振興に資すると共に長野県と東海地域の都市とを広域的に連絡し、連携強化が図られる道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路として、都市計画に位置付ける方針を令和元年 5 月に決定いたしました。その後、都市計画決定権者である長野県と山梨県が事業予定者に代わり、環境影響評価方法書以降の手続きを都市計画の手続きとあわせて行

ってきている状況となります。1キロルート帯及びインターチェンジの概略位置が示されて以降、事業予定者において環境影響調査を踏まえたルートの詳細検討が行われてきましたが、昨年7月にルート事業予定者案が長野県に送付されました。具体的なルート案が示されたことから、昨年度より本格的に手続きが進んでいる状況となります。

4ページをお願いいたします。こちらは、環境影響評価と都市計画の手続きフローをお示ししています。本道路につきましては、高速自動車国道であることから環境影響評価法の第1種事業に該当し、事業者が環境影響評価を実施することとなりますが、環境影響評価法第38条の6の規定により、当該事業を都市計画に位置付ける場合は、環境影響評価その他の手続きを都市計画決定権者が事業者に代わって行うこととなっております。そのため本案件につきましては、都市計画決定権者である長野県が環境影響評価と都市計画の手続きを同時並行で行っていくものになります。資料中段で現在と記載しているところが、現時点の手続き状況となりますが、これまで環境影響評価の手続きに関しては、方法書の手続きまで完了し、現在、調査、予測、評価を実施してきている状況です。また、都市計画の手続きに関しては、昨年7月に事業予定者である国土交通省からルート案の送付を受けて以降、都市計画決定権者である長野県において、都市計画に定めるための原案を作成し昨年10月27日から30日にかけて、計4回、原案説明会を開催いたしました。さらに、本年2月25日には原案に関する公聴会を開催し、いただいたご意見を踏まえ、現在、都市計画の案を作成している段階となります。

5ページをお願いします。本日の調査審議における内容は2点でございます。まず都市計画原案の内容について、改めて委員の皆さまにご説明させていただきます。そのうえで2点目として公聴会の開催結果を報告させていただき、公聴会で出された公述意見に対する都市計画決定権者の見解について、ご意見等をいただければと考えております。

6ページをお願いします。ここからは、都市計画原案についてご説明させていただきます。まず、本道路の上位関連計画における位置づけです。本道路については、今後の県づくりの方向性を示した長野県総合5か年計画をはじめ、佐久圏域の都市計画の将来像を示した佐久圏域マスタープランや広域的な道路交通の今後の方向性を示した長野県広域道路交通計画などを踏まえ、都市計画に定めることとしています。

7ページをお願いします。ここからは道路の必要性についての説明になります。このページから9ページまで道路の必要性、整備効果について、災害、地域の生活、社会経済の3つの観点からまとめております。7ページでは、本道路に求められる機能として、災害時の代替路の確保や広域連携強化について記載しております。

8ページをお願いします。8ページでは、移動時間の短縮や走行性の向上、交通事故の減少など本道路の整備による地域の生活にかかる利便性や安全性の向上について記載しております。

9ページをお願いします。9ページでは、南佐久地域の特産物である高原野菜の供給エリア拡大など

の農業振興、また広域物流ネットワークの強化による物流の速達性向上などを整備効果として記載しております。

10ページをお願いします。以上を踏まえ、中部横断自動車道については日本海及び太平洋の臨海地域と長野県、山梨県との連携交流を促進すると共に、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜などの高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全、安心の向上が期待される重要な道路として、国土の骨格を形成する高速自動車国道の一端を担う、根幹的な施設であることに鑑み、都市計画区域外も含めた一体の都市施設として都市計画に位置付けていくことが必要と考えています。

都市施設に位置付けることで、計画段階における整備に必要な区域を明確にし、土地利用や各都市施設間の計画の調整を図るとともに、沿線住民の皆さまの合意形成を促進することができ、大変意義があるものと考えています。

11ページをお願いします。ここからは道路の位置、規模等についてご説明します。資料12ページに概略のルート、構造図をお示ししていますのでそちらで説明いたします。12ページをお願いします。資料上段に概ねのルート、構造を示した図面を、資料下段には縦断図をお示ししています。今回延伸する区間は28キロメートル、車線数は4車線、標準幅員は20.5メートルの自動車専用道路となりますが、ルート、構造図を見ていただくと、左が山梨県境、右が供用済みの八千穂高原インターチェンジになり、ルートは盛り土や切土構造からなる土工構造を茶色、橋梁構造を赤色、トンネル構造を紫色で示しております。インターチェンジは3つ、左から（仮称）野辺山インターチェンジ、（仮称）海ノロインターチェンジ、（仮称）小海インターチェンジを計画しています。本道路については、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としていますが、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した、直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬季の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置、構造を決定しています。なお、インターチェンジは、国道141号や地域の拠点等へのアクセス性を考慮し、位置を決定しています。縦断図を見ていただくとわかりやすいですが、今回の決定区間でもっとも標高が高いのが、（仮称）野辺山インターチェンジ付近で、図面右側にあります供用済みの八千穂高原インターチェンジとの高低差は約500メートルにも及びます。こうした地形条件の中で道路を計画していますので、地下式が約5割、かさ上げ式が約2割を占める計画となっております。以上、簡単ではございますが、道路の位置、区域、構造についての説明となります。なお、次ページ、13ページから14ページにおいて、より詳細なルート構造をお示ししていますので、あわせてご確認いただければと思います。

15ページをお願いいたします。ここからは、本年2月25日に開催いたしました公聴会の結果についてご説明します。公聴会につきましては、都市計画法第16条第1項に基づき、都市計画の案を作成する段

階で、地域の皆さまから公の場でご意見をいただく機会となっており、長野県都市計画公聴会規則に基づき実施している手続きとなります。資料にお示ししますとおり、ご意見をいただくための都市計画原案について令和6年2月2日から2月22日まで3週間、図書を一般の閲覧に供し、計28名の方が閲覧場所で閲覧されました。また、閲覧期間中の令和6年2月2日から2月16日まで公聴会の場で公述をしたい方の募集を行い、計15名の方から公述の申し出がありました。申し出状況としましては、本道路の変更に関係する市町村の住民が14名、その他利害関係者が1名という状況でした。公述申し出があったことから、令和6年2月25日に小海町において、公聴会を開催し、公述申し出のあった15名、全員の方から公述をいただきました。なお、公聴会当日は、一般の方51名、報道関係者1社の傍聴がございました。公述意見の内容としましては、事業実施段階における用地補償に関する意見が9件と最も多く、次いでルート、構造及び環境影響に関する意見が7件ずつという状況でございました。意見の要旨としましては資料右側に記載しておりますが、ルート、構造に関しましては、道路本線やインターチェンジの位置、構造の変更に関するご意見・ご要望。環境影響に関してはトンネル工事による地下水等への影響や周辺住宅への騒音の影響に関するご意見・ご要望。事業実施に関してはインターチェンジに接続する道路の改良や支障となる道路、水路等の対策などのご要望。また、用地補償に関しては適正な用地補償の実施を求めるご意見などが述べられました。

以上が公聴会の開催結果の概要となりますが、今後公聴会でいただいた公述意見を踏まえ都市計画の案を作成し、都市計画法第17条の規定による都市計画の案の縦覧の際に、公述意見に対する都市計画決定権者の見解としてあわせてお示ししていくこととなります。

ここで、調査審議の資料2、修正版をご覧ください。本資料にて公聴会で出された公述意見に対する都市計画決定権者の見解案について説明させていただきます。当該資料の内容は、現時点でまだ作成途中のものであり、公開することで県民に混乱を招く恐れがあることから、長野県情報公開条例第7条第6号に該当するものとして非公開資料とさせていただきます、委員及び幹事の皆さまのみ配布させていただいております。情報の取り扱いにつきましてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

2ページをお願いします。公聴会で出された公述意見に対する都市計画決定権者の見解につきまして、本日委員の皆さまからご意見をいただければと考えております。資料2ページでは、公述意見の大分類ごとに見解の作成方針を整理しておりますので、こちらで説明させていただきます。四角の枠内に見解案を、資料下段に見解の方針を記載しておりますが、まずルート、構造の変更等に関するご意見につきましては、道路計画や地形条件、周辺環境などを踏まえ、ルート、構造の変更が可能かどうか検討し、その結果を記載していく方針としています。その中で道路の詳細な構造に関しましては、事業実施段階で事業予定者である国が検討することになるため、いただいた意見を事業予定者に伝え、対応を求める方針としています。なお、現時点では、まだ検討段階であることから資料には道路の位置、区域及び構造の決定根拠と変更の可能性を検討する旨記載しているのみですが、検討した結果について後日追記し

てまいりたいと考えております。

3ページをお願いします。次に環境影響に関するご意見については、今後の手続きとなります環境影響評価準備書の手続きの際に、各要素ごとの環境影響評価の結果をお示しすることとなるため、その旨を伝えることとしています。事業実施段階に関する要望等ご意見については、事業予定者でないと対応できない、回答できない内容となるため、事業予定者へいただいた意見を伝え、その対応を求めていく方針としています。用地補償に関するご意見についても同様に、都市計画決定後の事業実施段階の内容になるため、事業予定者へいただいた意見を伝えその対応を求めていく方針としています。

以上、簡単ではございますが公述意見に対する都市計画決定権者の見解の概要となりますが、公述意見に対する一つ一つの見解は次ページ以降に記載させていただいております。委員の皆さまには事前にお配りさせていただいておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

今回、公聴会でいただいたご意見は、事業実施段階における要望等が多く、都市計画決定権者として現時点で対応することが難しい内容となっておりますが、見解作成の方針を基本に公述いただいた15名の方それぞれのご意見に対し、一つ一つ丁寧に見解を作成させていただきたいと考えております。

資料戻りまして、調査審議の資料1の16ページをお願いいたします。最後に今後の予定についてご説明します。

次の段階としては、都市計画案及び環境影響評価準備書の公告縦覧の手続きとなります。現在公聴会でいただいたご意見を踏まえ、都市計画の案を作成している段階となりますが、案を作成したうえで改めて地域の皆さまにお示ししていくものであります。都市計画の案とあわせて縦覧する環境影響評価準備書というものは、本道路による環境への影響について、調査、予測、評価した結果やその対応についてまとめた図書となっており、環境影響評価法の都市計画特例に基づき、都市計画案の縦覧と同時に縦覧することとなっております。縦覧の時期については、現時点で具体的な日程をご報告することができませんが、手続き状況につきましては、適時、都市計画審議会にご報告させていただきたいと考えております。説明は以上となります。

(柳沢議長)

ご苦労さまでした。それではご意見をいただきたいと思いますが、はじめに確認ですが、前回か前々回か忘れてしまったのですが、割と近い時期に説明がありましたね、その前回の説明のあった都市計画審議会から、何が動いたのかそこだけちょっと確認してください。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

昨年度9月の都市計画審議会並びに11月の都市計画審議会、状況のほうを説明させていただいております。11月の時には、説明会のほうも10月に実施してきておりますので、その時の状況をお伝えして

おります。今回につきましては、2月に公聴会を実施しておりますので、その時の状況と都市計画決定権者の見解案について今回ご報告のほうをさせていただいております。以上です。

(柳沢議長)

ということは、必要性とか妥当性の説明はほとんど変わっていませんよね。要は前回から公聴会が開催されて14人、公聴会意見があってそれに対する見解を今日お出ししたと、そういうことですか。

それではどうぞご意見、ご質問ありましたらお願いします。宮入委員。

(宮入委員)

参考までにお聞かせいただければと思うんですが、道路が連続していることもありますので、先ほどの説明の中でいくと、環境影響評価の手続き、山梨県側もほぼ同じような進み具合というふうに理解したんですけども、山梨県側のほうはどんな具合なのかなとちょっと気になったものですから、参考として何か聞かせていただければありがたいなと思いました。よろしくをお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

山梨県側の状況ということではありますが、昨年説明会のほうはほぼ同時に開催をしております。その後、公聴会のほうはまだ開催していないというふうには聞いておりますが、山梨県の詳細についてはこちらのほうも把握していない部分もありますので、そんな状況でございます。

(柳沢議長)

中條委員。

(中條委員)

都市計画道路の必要性のところでご説明いただいた、災害時の避難路、代替路ということですが、弊社でも能登の地震の復旧を対応していますが、代替ルートというのはすごく大事なことなんだということを改めて感じております。こういう意味での必要性というのは大変理解しておりますので、そういう機能を果たせるようなものになってほしいなというふうに思っています。1点質問というか確認で、以前伺ったかもしれないのですが、都市計画審議会の審議対象についてです。都市計画道路について、都市計画的視点から必要性や線形の妥当性ということを確認していくかと思いますが、環境影響評価の部分についてです。これは16ページを見ると、環境影響評価結果を踏まえて最終的に都市計画審議会のほうで審議ということですが、それを確認できる場というのがあるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

資料の16ページのところがございますが、今後、環境影響評価の準備書の作成、縦覧と都市計画案の縦覧を同時にやっていくといったなかで、環境影響評価のほうは評価書の作成をして都市計画審議会への付議というかたちになりますので、当審議会のほうで審議いただくというかたちになっております。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。課長どうぞ。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長)

追加で申し訳ございません。都市・まちづくり課長の井出と申します。環境影響評価のほうは今、方法書を作ってその方法書をもとに調査まで大体終わってきておりまして、今準備書を作成している段階でございます。準備書が作成できたら住民の皆さまにまたご説明してどういった環境影響評価の大体、どういった評価になるかというのを説明するわけでございますが、それとあわせて県の環境部のほうに設置しています、環境の技術委員会という専門の先生方の委員会が別にごございます。そちらのほうにしっかり諮っていて環境の知事の意見というのもまたお受けすることになっておりますので、環境の部分はそちらのほうメインで審議をさせていただくというかたちです。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。よろしいですか。余談ですけど実は私、今静岡におりまして、小諸市に墓があってよく使わせてもらうんですが、まだ途中しかできていないので断続的に使っていますが、できあがれば非常に便利な道路になります。さて、きょう差し替えのあった資料で、ルート1についてはさんざん検討したのでこれ以上変えませんよというトーンだったのが、修正版のほうでは、可能性を検討しますというやわらかくなって、これ自体は大変結構なことだと、せっかく意見をいただいてもまた最初からルート1は、びた一文動かないといってもしょうがないとわたしも思っていましたけれども、そういう意味で大変結構なんです、「可能性を検討する」ではなく「可能性及び妥当性を検討とする」とした方がいいんじゃないかと思えます。可能かもしれないけれど、妥当じゃない場合もありますから、やっぱり両方みながら最終的に考えてください。うしろのほうの答えのほうも同じようなことがありますから。

皆さんからほかにもありませんか。よろしければ調査審議はこれで終了ということにいたします。

(5) その他 区域区分見直し方針検討委員会の設置について

(柳沢議長)

最後にその他案件がございますので、説明のほうをお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課の今吉です。引き続きよろしく申し上げます。

それではその他の区域区分見直し方針検討有識者会議の設置についてご説明いたします。資料1をご覧ください。まず、1で線引き及び区域区分についてご説明いたします。皆さまご承知の内容とは思いますが、改めてご説明させていただきます。区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街地として積極的に整備する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域の2つのエリアに区分する、都市計画と土地利用計画の根幹をなすもので、通称線引き制度と呼ばれています。なお、区域区分に関する都市計画は都道府県が定めることとなっております。市街化区域の法律上の定義は、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的及び計画的に市街化を図るべき区域ですので、市街化区域の規模は10年先を見越して計画されるものです。この区域区分は都市計画基礎調査をもとにして定期見直しを概ね5年おきに行っており、前回の見直しは令和4年度に実施していることから、現在次回の見直しに向けて準備を進めていく段階にあります。今回のご報告はこの見直しに向けて第8回区域区分見直し方針を策定するにあたり、有識者会議を設置し検討を進めていきたいという内容でございます。

2 経過をご覧ください。それぞれの都市計画区域の見直しの経緯になりますが長野県では昭和46年に長野、須坂、松本、塩尻、豊科がそれぞれ区域区分を定め、それ以降概ね5年おきに行う基礎調査をもとにした定期見直しを7回行い、区域の変更を行ってまいりました。

それでは、第8回区域区分の見直しを行っていくにあたっての説明をいたします。3をご覧ください。区域区分の見直しの方針とは市街化区域編入の箇所選定などを行う際に決めておく基準となりまして、参考に前回の第7回区域区分の定期見直し方針の概要について、記載しております。第7回において4つの線引き都市においては、依然郊外部の開発圧力があり、計画的に市街化を進める必要性が高いと判断し、区域区分を継続するとし国勢調査実施年である平成27年を基準年次とし、目標年次を令和7年度で見直しを行いました。第7回の基本方針は記載のとおりで、第8回においても大きな方針変更はないものと考えておりますが、昨今の社会情勢の変化などを加味したものとするため有識者会議においてご意見をいただき、時点修正を行う予定としております。なお、有識者会議の中では、われわれが直面している課題、市街化調整区域での開発手法の多様化といった課題や区域マスの圏域化における課題なども例示させていただき、また、都市計画、土地利用計画の根幹となす、区域区分の方向性について自然や田園環境、景観、立地適正などさまざまな観点からご意見をいただきながら、長野県都市計画ビジョ

ンに掲げております信州版コンパクトプラスネットワークといった基本概念にも即したかたちで見直し方針の検討を行う予定としております。資料の中段には、区域区分見直しフローを参考に掲載しております。大まかな流れは、国勢調査の数値を用いた基礎調査の結果をもとに、左側の上位計画と整合を図りながら計画フレームの設定を行い、そして概ね10年後の人口及び工業等の用地需要予測を行います。この用地需要予測との差を算出することで、将来の用地需要が大きければその差分について、それぞれの用地需要に伴う市街化区域の拡大が可能となり、それに合わせた区域区分の素案を作成していくこととなります。

最後に、4 見直しのスケジュールについてご説明いたします。有識者会議は全3回を予定しており、有識者会議の構成員については、都市計画の専門の有識者とし前回の区域区分の見直しの際に参加いただいた有識者などから選定したいと考えております。なお、当審議会からは、柳沢会長にもお願いをさせていただいているところでございます。

今年度これから第1回有識者会議を開催し、その中で各種課題についてのご意見をいただき、県が事前に作成した見直し方針案に反映させていただきます。

当審議会では、第2回有識者会議にて作成した素案をご報告させていただき、その中でいただいたご意見を踏まえ修正したのち、第3回有識者会議にて第8回区域区分見直し方針として完成させる予定としております。完成した見直し方針についても、都市計画審議会にてご報告させていただきます。この第8回区域区分見直し方針が完成した後の、大まかなスケジュールは、各線引き都市が県で示したこの第8回区域区分見直し方針に基づき、市街化区域の拡大等が必要か判断したうえで、県へ区域区分変更素案の申し出をしていただくこととなります。そして、県はこの素案を受け、来年度以降、県の都市計画審議会にもお諮りしながら、再来年度頃を目標に都市計画の決定を行っていきたいと考えております。県としましては、人口減少社会における都市の将来像を見据えつつ、この土地が都市政策上必要な土地利用であることの位置付けや市街化区域への編入により周辺への悪影響がないことなどを関係市町に十分確認を行いながら見直しを進めてまいります。説明は以上でございます。

(柳沢議長)

ただ今の説明に関しましてご質問、ご意見がありましたらお願いします。ございませんか。この作業は決着は再来年の中頃のイメージですか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

はい、再来年に都市計画案を上げさせていただきまして決定していければと考えております。

(柳沢議長)

今年のこのメンバーではどこまでが。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

今年度は、見直しのスケジュール案のところにも記載してございますが、第1回第2回の有識者会議を行いましたあとに都市計画審議会で報告をさせていただきまして、今年度中に第3回の有識者会議までを行いたいというふうに考えております。もし可能であれば、今年度中に都市計画審議会のほうへご報告をさせていただきたいと考えております。

(柳沢議長)

見直しの方針ぐらいを報告したい、そういうことですか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

そうです。見直し方針です。

(柳沢議長)

前回の第7回を見ると線引きのまさに市街化調整区域から市街化区域へ編入する時の基準と逆に調整区域に戻す基準という、線引きの中心テーマだけですけれど、長野県の場合はこの時は、調整区域の個別開発をどのような考え方で、対応していくのかっていう議論をしなかったでしたか。前回あったかどうかは別として、今回はそういう話もやるんでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

そうですね、今回調整区域の中で開発の手法が多様化しているということで、そういったものの対応についても提案させていただきまして議論をしていただきたいと思いますと考えております。

(柳沢議長)

よろしいですか。中條委員。

(中條委員)

興味的に聞いてもいいですか。過去の経過のところ見ていると市街化調整区域の一部が市街化区域に振り分けられていくことが多くて、今度の見直しもそういうことがメインになってくるのかなと思っ
ているんですけども、松本市のところの数字を見ると線引き区域がすごく増えているのかなと思っ
ているんですけど、今後の見直しでも、黄色から赤色に入ってくるというようなこともあると考えている

んでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長)

都市・まちづくり課長の井出でございます。この松本都市計画審議会の第7回の時は市街化区域と市街化調整区域ともに面積が増えているという状態になっています。これは、市町村合併によりまして、もともと松本市と隣の波田町というのが合併いたしまして、波田町の区域を松本の市街化線引きの区域に合わせて一緒にしたというかたちになりまして、両方面積が増えているという状態になっています。

(柳沢議長)

ほかにご質問等ありませんか。よろしいですか。第3回専門家会議があつてそれぞれ報告があるようですから、その段階でまたご質問いただければと思います。

それでは、議題に出ていた案件は以上でございますが、ほかにこの機会に何か委員の皆さんからご発言等ありましたら、ご発言いただいても構いませんが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。以上で本日の付議はすべて終了となります。事務局から連絡があります。

3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたり慎重審議いただきありがとうございました。

次回の開催日は、本日お配りしました当日配布資料の6ページのとおり令和6年9月上旬での開催を予定しております。先の日程で誠に恐縮ですが委員の皆さまには本日お帰りの際、または6月14日金曜日までに事務局へご希望をお知らせくださるようお願いいたします。

4 閉会

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

それでは以上を持ちまして第220回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。皆さま大変お疲れさまでした。